

募集要項等に関する質問に対する回答（令和5年12月14日までの受付分）

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
1	要求水準書	6	5			【開発行為の許可】建築物の計画通知申請は、令和6年9月下旬以降と理解してよろしいですか。	建築基準法第18条第2項に規定された通知は、条例の制定（令和6年9月下旬予定）後に行うこととしてください。
2	要求水準書	9	1	(2)	ウ	学校給食センターの整備計画は、技術提案書作成ごろには、どこまでの整備計画がわかりますか。また南側通路の擁壁高、給食センター建物等のGLなどわかりますか。	学校給食センターは、令和6年3月までに基本設計を行う予定ですが、当該設計資料の公表等は予定していないため、技術提案書作成に当たっては要求水準書参考資料4に基づき御検討ください。 また、現時点で予定している学校給食センター建物等のGLは、要求水準書参考資料4の敷地断面図のとおりですが、今後の設計等により変更が生じる可能性があります（敷地断面図のうち、灰色で塗潰している部分が、学校給食センターの整備計画で盛土を予定している部分です。）。
3	要求水準書	9	1	(2)	ウ	学校給食センター及び学校給食センター進入路の擁壁部分については、学校給食センターの工事にて施工でよろしいでしょうか。また、進入路面の擁壁については、一定勾配でよろしいでしょうか。	本事業の提案に当たっては、学校給食センター側の盛土に伴い必要となる擁壁は学校給食センター敷地に設けられ、その工事は学校給食センターの整備事業者が行うことを前提に提案してください。 学校給食センター及び学校給食センター進入路には盛土を予定していますが、多目的交流広場の敷地境界付近における施工方法（擁壁又は法面等）は、切れ目のない敷地整備となるよう、当該広場に係る提案内容や、当該広場の落札事業者と学校給食センターの整備事業者との協議により決定したいと考えております。
4	要求水準書	9	1	(2)	エ	認定こども園予定地のGLがわかりますか。	認定こども園敷地のGLは現在設計の中で検討中です。 なお、認定こども園と多目的交流広場の敷地境界のGLは、現況（別紙6参照）と同程度の高さで計画中です。
5	募集要項	9	7	(4)		「土木設計の照査技術者が建築設計の照査技術者を兼任することは認める」とありますが、1級建築士の資格が必要ですか。	土木設計の照査技術者が建築設計の照査技術者を兼任する場合も、一級建築士の資格が必要です。
6	要求水準書	15	3	(3)	イ	【店舗】2店舗を1棟建とした場合、店舗を仕切る間仕切壁は可動間仕切りではなく、固定間仕切壁でも良いでしょうか。	建築基準法第18条第2項に規定された通知において、建築物の数がとみなされる建築物内に複数店舗を計画する場合は、店舗を仕切る間仕切りは可動間仕切りとしてください。
7	要求水準書	15	3	(3)	ウ	【店舗】給湯及び想定する厨房機器について、ガスは不使用と考えてよろしいでしょうか。	店舗の計画においては、給湯及び厨房機器はプロパンガスを使用することも想定してください。
8	要求水準書	15	3	(3)	ウ	【店舗】上下水配管は店舗内に入った所で止めておき、電気設備（照明・コンセント・冷暖房）については壁・天井の下地（PBを想定）を施工した状態で取り付けておくことと理解してよろしいでしょうか。	上下水配管は店舗内に入った所で止めてください。 電気設備（照明・コンセント・冷暖房）については、店舗の壁・天井を仕上げ（クロス等）まで施工した状態で取り付けてください。 なお、指定管理者の選定等（令和7年5月予定）を行った後、上下水配管及び電気設備の位置について、協議をさせていただく場合があります。
9	要求水準書	15	3	(3)		【店舗】外部にグリストラップを2店舗それぞれに設置する必要がありますか。	各店舗の責任所在が明確になるよう、2店舗それぞれにグリストラップを設置してください。
10	要求水準書	17	5	(2)	ア	電灯設備の照度についてですが、提案時に照度をはかり参考にして良いですか。（西側通路には街灯がある）	道路の既存の街灯による照度を計測した上で、それらを加味し、要求水準書に記載の照度を満たすことは可能です。公募期間中に現地の照度測定を希望される場合は、募集要項「3 担当部局」まで御連絡ください。 なお、公募期間中に照度測定を行った場合でも、本事業の契約後、照度の測定方法等について本市と協議した上で、再度の測定が必要となる場合があることを予め御了承ください。